

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成23年度、農業以外）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						1.8E+3	1,800.0	1,800.0
7	福島県		4.9E+4		49,000.0		7.3E+4	73,040.0	122,040.0
8	茨城県					1.9E+3	3.6E+4	38,300.0	38,300.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					3.0E+1	2.0E+3	2,051.2	2,051.2
12	千葉県					5.4E+0	1.2E+4	12,205.9	12,205.9
13	東京都					2.0E-1		0.2	0.2
14	神奈川県					2.6E+0	8.1E+2	812.6	812.6
15	新潟県		4.1E+2		410.0		1.1E+2	110.0	520.0
16	富山県		5.0E+0		5.0		1.1E+3	1,050.0	1,055.0
17	石川県								
18	福井県	5.2E+0			5.2		1.3E+3	1,252.0	1,257.2
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県						3.7E+2	370.0	370.0
22	静岡県		1.0E-1		0.1		4.0E-1	0.4	0.5
23	愛知県		1.4E+1		14.0	4.0E-1	4.9E+3	4,947.4	4,961.4
24	三重県								
25	滋賀県						2.5E+1	25.0	25.0
26	京都府								
27	大阪府					2.8E+1	3.3E+3	3,311.1	3,311.1
28	兵庫県		9.8E+1		98.0		3.5E+0	3.5	101.5
29	奈良県								
30	和歌山県						4.0E-1	0.4	0.4
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						1.8E+2	180.0	180.0
34	広島県								
35	山口県		1.4E+2		140.0		2.5E+4	25,023.0	25,163.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		1.5E+3		1,455.0		1.9E+5	193,000.0	194,455.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		5.2E+0	5.1E+4		51,127.3	2.0E+3	3.6E+5	358,482.7	409,610.0

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。